武蔵野大学 小西聖子

平成 17 年 10 月 28 日配布の第 10 回基本計画案の文科省部分には、第 9 回に議論したこと (学校全体での対応の向上、具体化など)についての再回答が含まれていると考えますので第 10 回の基本計画案を一部再掲して修正案を提出します。

1.第10回の文科省回答を踏まえ、第9回の文科省回答を以下のように変更することを提案します。

(臨床心理士について)

(12) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成 等(P)

文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。

- 2 .第10回の試案第4 1 18)を再掲し、さらに以下の文言を加えることを提案します。
- (18) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、学校の教職員が犯罪<u>等の</u>被害を受けた児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや<u>「</u>子どもと親の相談員<u>」</u>の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(緑色再掲部)。

ウ 文部科学省において、犯罪等の被害を受けた児童生徒に対する心のケアを大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含める。(小西修正部分)

削除: (緑色再掲部)

書式変更: インデント : 左 3 字

削除: (小西修正部